

# 東海大学

川野辺ゼミナール23期生

日本経済論パート

今紺 祐蔵

黒田 和史

齋藤 寛之

高橋 慧伊

田川 智久

# 目 次

1.はじめに • • • P 2 2. 現状分析 現在の日本財政 · · · P 4 - 6 小泉政権の財政政策 • • P 6 - 9 3.アメリカの財政政策 レーガン政権 · · · P 9 - 1 0 ジョージ・ブッシュ政権 · · · P 1 0 - 1 1 クリントン政権 • • • P 1 1 4.問題提起 赤字予算問題 • • • P 1 2 国債問題 • • • P 1 3 5. 政策提言 郵政民営化の再評価 · · · P 1 3 - 1 4 均衡予算編成の意義と 橋本政権の失敗 ・・・P14-15 財政均衡を目指した憲法改正へ・・・P15-17 6 おわりに • • • P 1 7 7.参考文献 · · · P 1 8

# 第1章 はじめに

私たち日本経済論パートは、均衡予算編成を軸とした政策提言を行う。そこに至る経緯といて、第2章に、日本財政の現状を分析する。いったいどれほどの累積債務を抱え、どれだけのプライマリーバランスが赤字となっているのかを見ていく。そして、現在日本財政の舵取りをしている小泉政権は、この現状を打破するため、どのような財政政策を採ろうとしているのかを考察する。

第3章では、財政改革の成功例として、アメリカの財政改善策を分析していきます。アメリカの財政改善策を大統領ごとに分析し、その政策内容、成功した点、失敗した点、改善後の財政を、レーガン、ジョージ・ブッシュ、クリントン政権の3政権に着目し、分析をしました。

第4章は、日本の現状から考えられる財政の問題点として、「赤字予算問題」と「国際問題」に目を向け、問題提起を行った。「国債を買うことはなぜ悪いのか」や「赤字予算編成はなぜいけないのか」を訴え、政策提言に移る。

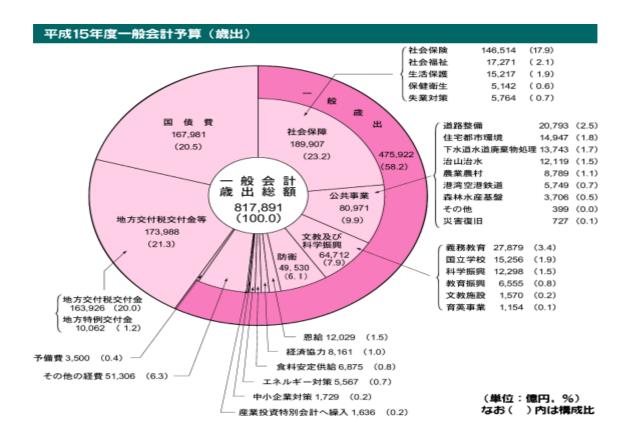
そして、第5章では、均衡予算編成という政策提言を行う。そこに至る過程として、小泉政権が行おうとする最も大きな改革「郵政民営化」を評価し、均衡予算編成の意義と、それをかつて実現しようとした橋本内閣の「財政構造改革法」失敗の原因を分析する。最後に、私たちの考える政策として、強制力をもつ憲法に均衡予算を組みこんだ憲法改正案を提言する。

# 第2章 現状分析

# 2-1 日本の財政状況

#### ~ 歳出面 ~

平成 15 年度一般会計予算における歳出は約 82 兆円となっており、そのうち国債費は約 16.8 兆円(20.5%)を占めている。この国債費であるが、このうち利払費が約 9.1 兆円となっており、一般会計歳出の 11.1%を占めている。この公債の残高は年々増加しており、その発行規模自体も拡大している。現在、金利が低下している局面の中で、利払費は近年、約 9 兆円台で推移している。しかし今後、経済が回復する過程で金利の上昇があれば、利払費の増加が予測でき、財政への重圧が大きくなることが懸念される。なお、一般会計歳出から国債費、地方交付税交付金等を除いた「一般歳出」では、社会保障関係費、公共事業関係費、文教及び科学振興費でこの一般歳出の 3 分の 2 以上を占めている。



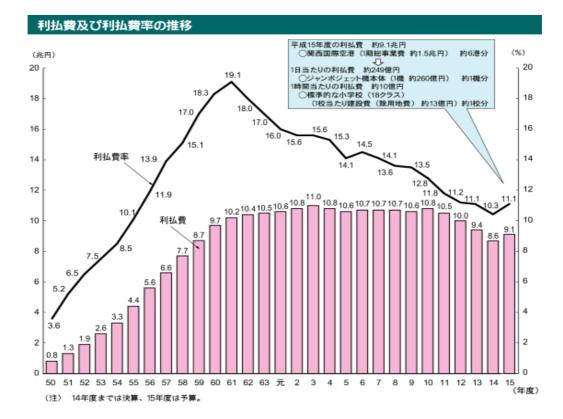


図1 平成15年度一般会計予算 歳出 出所 財務省

図2 利払い費及び利払い比率の推移 出所 財務省

### ~ 歳入面 ~

この公債発行額の推移をみてみると、公債発行額は平成 11 年度には過去最高の 37.5 兆円となり、平成 15 年度においても 36.4 兆円にのぼっている。この理由としては、『最近の厳しい経済情勢を踏まえ、景気回復を最優先とした財政運営を行ってきた結果』としている。

また、歳出総額のうち公債発行によって賄われている割合を示す「公債依存度」は過去最大の44.6%まで達しており、依然として非常に厳しい財政状況であるといえる。

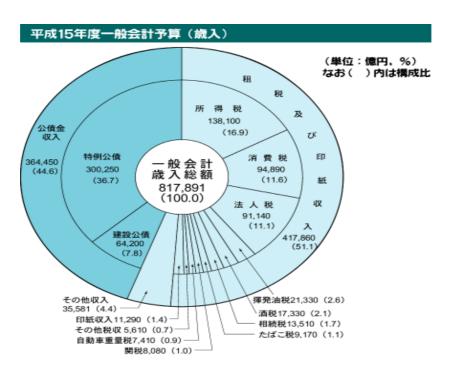


図3 平成15年度 一般会計予算 歳入 出所 財務省

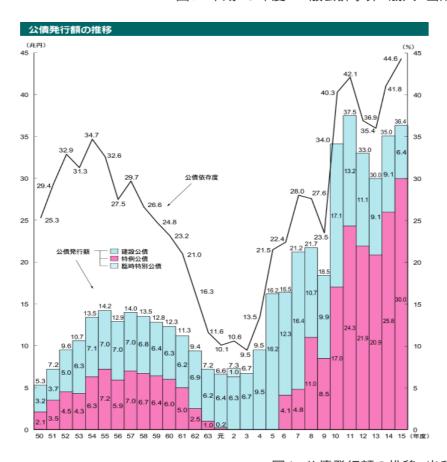


図4 公債発行額の推移 出所 財務省

### 平成16年度

一般会計歳出(=歳入) 82兆1109億

国債による歳入を除いた歳入額 45 兆 5209 億

- ) 過去の借入に対する元利払いを除いた歳出 64 兆 5424 億

- 19 兆 0215 億円

### 平成17年度

一般会計歳出(=歳入) 82兆1829億

国債による歳入を除いた歳入額 47兆7929億

- ) 過去の借入に対する元利払いを除いた歳出 63 兆 9718 億

- 16 兆 1789 億円

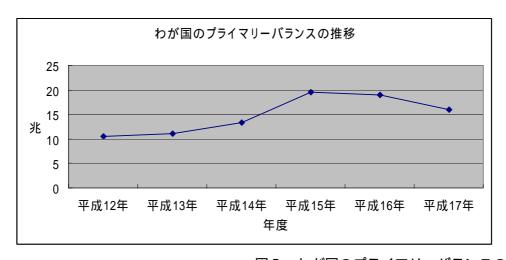


図5 わが国のプライマリーバランスの推移

# 2-2 小泉政権の財政政策

小泉政権は、どのようにプライマリーバランスを均衡させようとしているのか。また、 その政策を行ったところで、日本は累積債務問題をはじめとする数々の財政問題を根本か ら解決できるのかをこの節では考察していく。

政府は、民間にできることは民間にとの考え方の下、事務、事業の民営化や規制改革を

推進しつつ、各種の制度、施策を抜本的に見直し、行政コストの無駄を排除する等、不透明な部分を無くした歳出の削減を進めるべきであるとして、かかる歳出改革を行おうとしている。

しかし、高齢化の進展に伴う社会保障給付の増加が見込まれる中、広く公平に負担を分かち合い、安定的な歳入構造を確立するための取組みも避けて通れないとしている。そのため、歳出・歳入両面から財政構造改革を進めていく必要があるとしている。また、そのタイムリミットとしては、急速な人口構造の変化や、先進国中例を見ない脆弱な財政体質を踏まえ、2010年代初頭と設定している。以下は経済諮問会議で決定された主なポイントである。

#### 資金の流れを変える

- ・郵政民営化
- ・政策金融改革
- ・政府の資産・債務管理の強化 "バランスシートの総点検" -

### 仕事の流れを変える

- ・国から地方への改革
- ・公共サービスの効率化を図るため、市場化テストの本格的導入等による
- ・官業の徹底的な民間開放
- ・予算制度改革

#### 人と組織を変える

- ・国・地方の徹底した行政改革
- ・公務員の総人件費改革

その中でも、小泉政権の財政改善策として私たちは 公務員カット、 増税、 公共事業の削減と社会保障費削減に着目をした。

### 公務員カット

小泉政権が提言する公務員カットには5つのポイントがある。第1は、公的部門全体の総人件費を対象とする。つまり、特殊法人や独立行政法人等も含めた公的部門全体の総人件費をこの改革の対象とするというものでかなり大きい人件費削減を考えている。第2に、給与に関しては、民間賃金体系の変化を踏まえた給与制度になるよう一段の見直しを行うということである。これは民間と同程度の給与とすることで特権的な要素を廃止していく

方向性を示している。第3は、民間が厳しいリストラをしているのだから、公務員の定員数も国民が納得するような水準に設定すべきであるということである。この水準を今よりも下げることで「国民と同じ歩幅で」とくことを考えている。これが第3のポイントである。第4のポイントは、組織・業務の抜本的な見直しに踏み込む必要性の重視である。具体的には「地方支分局の本格的な見直しや、市場化テストの実施等の組織・業務の抜本的な見直しに踏み込め」という考えである第5が、今後、経済財政諮問会議で基本指針を策定し、それに基づいて政府としての具体的な施策を取りまとめた実行計画を年内に策定する。まず、諮問会議で基本指針を策定して、そして年末、年内にその実行計画を作り、2段階で行うという提案である。これらの提案を基に公務員のカットを予定しているのが政府案である。「次期定員数削減計画は10%の削減計画」と考えているが、「もっと厳しくカットするべきである」という意見も挙がっている。

#### 増税政策

歳入増加へむけ、当然増税も必要としている。財務省としての課税対象は、主として所得・消費・資産に大別されるが、この中で「所得」を課税対象とする個人所得課税は、個々の納税者の稼得能力に応じた負担を求め得る税として、これまでのわが国税制の中で極めて重要な役割を果してきた。しかしながら累次の減税により、諸控除の拡充のほか、税率の引下げやブラケットの拡大が行われた結果、わが国の個人所得課税については相当の負担軽減が行われてきた。しかし、近年の財政状況を改善するため、配偶者特別控除(上乗せ部分)の廃止、年金課税の見直し、定率減税の縮減など「あるべき税制」に向けた税制改正が行われようとしている。また、様々な政策目的のために変更が加えられてきた結果、制度が相当複雑化しているとの状況も解消されていない。この結果生じている様々な歪み、不公平を是正し、公平・中立・簡素な税制を構築していかねばならないとしている。

### 公共事業の削減と社会保障費削減

小泉政権は、公共事業費の見直しを進め、削減を推し進める方向を示している。不透明な部分が多い公共事業費の流れを透明にしていくことで、本当に必要な公共事業を行う考えであるが、「本当に必要」の基準が曖昧なため、この実現は難しいと考えられているが、これを「情報公開」という形で国民に提示していくことで基準を「政府の視線」ではなく「国民の視線」で行っていくことを視野に入れている。政府としては高齢化対策として社

会保障費を削減していく考えも示している。年金受給額を今よりも削減し、未納経験者には受給不可も考えているという。基準の厳格化によって、削減を強行しようという考え方である。また、従来公的責任で行われてきた介護(福祉)の分野に、民間事業者を導入し介護保険制度や福祉全般、医療も公営ではなく、民営化し、公的責任の縮小による財政改善も視野に入れている。また、個人レベルでの「社会保障個人会計(仮称)」をつくり、負担と給付の関係の明確化、「医療サービス効率化プログラム」も検討し、確実な年金の搾取を計画している。「医療サービス効率化プログラム」は株式会社方式の導入で経営形態を多様化することや、高齢者医療費の伸びを抑制すること、医療の公的保険の範囲を狭めることで、保険によらない自由診療の併用を認めること、つまり国民の負担増を求めるという内容である。年金制度では、年金所得の原則課税の方向を打ち出し、私的年金へのシフト、基礎年金国庫負担二分の一への引き上げの先送りが考えられている。

# 第3章 アメリカの財政政策

### 3 - 1 レーガン政権

レーガン大統領就任時に1981年に740億ドルあった財政赤字が1983年には2080億ドルと、約3倍にまで膨れ上がった。どうしてそこまで財政赤字が拡大したのだろうか。その原因となったのはレーガノミックスにあると考えられる。

レーガノミックスは

- 1.個人・法人部門での大幅減税 2.国防費を除く歳出の伸び率抑制
- 3.政府規制の緩和 4.マネーサプライ重視によるインフレ抑制的金融政策の推進

以上の4つの計画を重視した。

これを行った結果として景気はかなり回復したが、税収は減ってしまった。加えてレー

そして国の財政赤字拡大による国債残高の累積による利払い費の増加といった4つの点に

ガン政権は強い米国の目指したため国防費が増大し、社会福祉関連の抑制にも失敗した。

<sup>1)</sup>山口光秀/島田晴雄(1994)p.42

より財政赤字が拡大した。

財政赤字が急激に拡大したことにより、高金利、投資減少、国際競争力の低下、輸出の 低迷等の弊害が生じており、連邦議会内でも超党派で支持されるようになっていった。そ

して議会が 1985 年、グラム・ラドマン・ホリングス法(以下 GRH 法)を制定し、財政 赤字削減への改革が実施された。今までは財政赤字削減について具体的に目標設定がされ ていなかったが、この法律は予算過程での財政赤字削減についての手続きを初めて導入し た。この法律は財政赤字を削減するために、

- 1.1986年度から6年間に渡り各年度ごとの財政赤字目標額を設定し、最終年次の 91年度には財政収支均衡の達成を目指すこと
- 2.年度当初の予算策定段階での財政赤字見込みが、当該年度の目標額を100億ドル以上超過する場合、大統領による歳出の一律削減命令を発動することによって強制的に財政赤字目標額まで歳出規模を削減することなどを規定し、自走的かつ強制的な財政赤字均衡化を目指した。<sup>2)</sup>

しかし、GRH法は欠点がたくさんあった。なぜなら、財政年度がはじまってしまえば、補正予算によって歳出が、したがって財政赤字がいかに拡大しても歳出カットの必要はなく、また財政年度がはじまる以前の財政赤字見通しは財政赤字の限度額を超える部分の大統による一律歳出削減を避けるため、過度に甘く立てられることとなったからである。さらに、財政赤字限度額の設定が増大する社会保障年金の黒字を除外せずに行われていたという問題もあった。<sup>3)</sup>

# 3-2 ジョージ・ブッシュの財政政策

レーガン政権の財政政策である「グラム・ラドマン・ホリングス法」は、制度的および 法律的に財政収支の削減を義務付けるというものであったが、財政赤字の予測が楽観的す ぎた事や財政年度間での会計上の操作が行われたこともあり、ほとんど機能することはな かった。

その後、政権がブッシュ大統領に変わると、1990年11月に包括財政調整法(OBRA90)が、制定された。この法律により、具体的な財政赤字削減の手段として、所得

<sup>2)</sup>山口光秀/島田晴雄(1994)p.43, p.103, p.104

<sup>3)</sup>山口光秀/島田晴雄(1994)p.71

税・各種間接税などの増税や、国防費・高齢者などを対象とする医療保険であるメディケア・農業補助金などの歳出削減が行われた。

具体的には、増税については、個人所得税の最高税率を 28%から 31%に引き上げ、税 率構造を 2 段階から 3 段階に変更した。裁量的経費の上限を定める Cap や、義務的経費の 増・減税に係るスクラップ・アンド・ビルドを定めた pay-as-you-go を導入し、91~95 年

度で財政赤字を合計約5,000億ドル削減することを目標と定めた。Cap原則とは、裁量的経費に関して、国防費、国際費、国内費の3分野に分けて、それぞれ上限額を設定する制度であり、pay-as-you-go原則とは連邦議会が義務的経費の増大や歳入削減を要求する場合、これに見合ったその他の義務的経費の削減や歳入の増額を行うことを義務付けた制度である。

## 3 - 3 クリントン政権の財政政策

93年に発足したクリントン政権は、90年の包括財政調整法を基に歳出抑制措置等を延長、個人所得税の増税を主な内容とした新たな包括財政調整法を成立させた。この法律は、財政赤字削減に重きをおいたもので、その規模は5年間で4,960億ドルとされ、裁量的支出の上限設定措置と pay as - you - go 方式の延長などによる歳出の削減と、所得税と運輸燃料税の増税、高額所得者の社会保障給付に対する課税といった歳入の増加でおよそ半分ずつ賄われる形となった。

結果、歳入の増加と歳出削減は見込みを大幅に上回り、財政赤字は大幅に縮小された。また、97年度の財政調整法により、2002年度の財政収支均衡を法定し、Cap制とpay-as-you-go 方式を2002年度まで延長することを決定した。加えて98年から2002年までの5年間において、約1,750億ドルの財政赤字の削減を明言した。

その結果、従来の財政収支均衡の目標年次であった2002年を待たずして、4年早い98年に財政の黒字化を達成した。

### 第4章

### 4-1 赤字予算の問題

赤字予算の問題として、小渕政権がとった経済政策をもとに考察していく。小渕内閣は、 日本経済の建て直しを所信表明演説にて優先課題であると位置づけをした。以下の3点は、 所信表明演説で述べられた、経済政策の要旨である。

経済の実質成長率を 0.5%程度までに回復させることを目指す。

事業規模で10兆円を超える公共投資を行う。

財政構造改革は、経済が本格的な回復軌道に乗った段階の後。

といったような、積極財政を展開した。

結果、98 年 11 月の緊急経済対策は、総事業規模 17 兆円を超える大型なものとなり、これを受けた 99 年度予算においては、公共事業は前年度に比べて 10%増加している。他方、税制面では、緊急経済対策で発表した 6 兆円を超える個人所得課税、法人課税の恒久的な現在など、国、地方あわせて 9 兆円を越える減税を実施した。 4)

歳出は増大したにかかわらず、歳入面で減税といった、積極的な財政政策を続けた結果、 当然国債に頼らなければいけない状況となり、発行額は 30 兆円枠を超え、累積債務問題 も深刻化していった。

以上小渕政権を例にあげたが、赤字予算を組むことは、すなわち累積債務問題へとつながっていく。現在日本は国、地方を合わせると約770兆円もの累積債務があり、これは先進国でも郡を抜いて高い数字である。

累積債務の増大は財政の硬直化を生むだけではなく、「はたして債務がこんなにあって、 日本はいつか壊われてしまうのではないか?」といったような現在の日本の経済システム が壊れてしまうことへの不安や、その不安からくる消費意欲の減少、さらには金利上昇に 伴うクラウディングアウト効果(民間投資の抑制)をももたらし、日本経済が破綻していく シナリオが進行していく恐れがあると私たちは考える。

ゆえに私たちは、累積債務増大へつながる、赤字予算編成へ批判的な態度をとり、均衡 予算の必要性があると訴える。

## 4-2 国債の問題

現在国の歳入のうち、40%以上を国債発行により補っている。国債発行とは、将来世代への借金である。10年後の世代に負担を転嫁するならまだしも、借換債とは、最長60年先まで伸ばすことが可能なのだ。これは、橋や道路の耐久年数を60年と考え60年先まで延ばすことが可能とされたものだが、はたして出来たばかりの1年目ならまだしも、60年後の世代にとって60年前に完成した橋や道路は必要であろうか。さらに、この橋や道路が北海道に作られたものだとして、九州の人たちはこの橋や道路のために国債を返さなければいけないとなると、「一体何のために」といった疑問が生まれるであろう。そこで、「九州にも公共事業を」といったことをした場合、公共事業費は増大の一途をたどるであろう。

結局、公共事業のために国債を発行することは必要なのであろうか。私たちは公共事業をさらに削減させ、地方分権、地方は地方でといった方向性で、「小さな政府」を目指していかなければならないと考える。

「小さな政府」実現に向け、次の章では、日本の赤字予算を容易に組んでしまうような 体質を改善させ、そのうえ予算を縮小していくような政策提言をしていく。

### 第5章

### 5-1 郵政民営化の評価

日本郵政公社には現在、4つの機能である窓口サービス・郵便貯金・郵便・簡易保険という事業から成り立っている。日本郵政公社は、国からの資金によってこれらの機能の運営を行っているが、郵政公社を民営化すると、どのようなメリットがあるのだろうか。私たちは以下の6つのメリットがあると考える。

民営化することにより郵政公社は完全競争にさらされ、それぞれの機能の持つ能力を向上させることが可能となる。そうすれば、完全競争の中で良質で多様なサービスが低料金で提供されることとなり、国民の利便性を向上させるということである。

<sup>4)</sup>草野厚(2005) p.209

郵便貯金や簡易保険の資金は、現在特殊法人の事業資金として支払われている。しかしそれは、競争にさらされていない状態からの事業の硬直化を引き起こし、大きな無駄となって国民の負担として返って〈る。現在の郵貯残高は約230兆、簡保が約120兆、合計350兆円になる。民営化が行われれば、350兆円もの膨大な資金が民間で使われることとなり、有効に活用される。

郵便貯金は銀行と同じようなサービスを、簡易保険は保険会社と同じようなサービスを提供している。また、郵便も宅配便と同じようなサービスを提供している。 つまり、郵政公社が行っている事業はすでに民間企業が行っており、国営としての事業でなくてもできるということになる。 民営化することで、民間人がこれらの事業を行うこととなる。

郵政公社は、法人税・法人事業税・固定資産税を支払っていないが、民営化されれば民間企業となるため、それらの税を納めることとなり、歳入の増加へとつながる。

現在政府が保有する郵政公社の株式が民営化により売却されれば、歳入の増加へとつながる。

民営化されるということは国からの資金がなくなるため、自分たちで利益を出さなくてはならない。そのため、無責任な投資も行われなくなり、有効な投資が行われる。

そこで、これ以上累積債務を増大させないためにも、国債をだれも買わない仕組みを作らなければならない。そのなかで、 の、より有効的な投資を行うということから、より魅力的な投資先を探すので、容易に国債を買わなくなるであろう。ゆえに郵政民営化は成功だといえる。

5 - 2

## 均衡予算編成の意義と橋本政権の失敗

均衡予算の意義としては、第 4 章で述べた通り、赤字予算はすなわち累積債務問題へと発展し、国の信頼を失うほか、財政の硬直化、債務償還費の増大へとつながっていく。すなわち、均衡予算編成はもはや必要条件なのである。

しかし、過去に財政均衡を目指した政権があった。橋本政権である。橋本政権は 1996 年 1 月 11 日に発足し、1998 年 7 月 30 日までの計 932 日間続いた。橋本政権は行政改革、経済構造改革、金融システム改革、財政構造改革、社会保障構造改革、教育改革の 6 つの改革を推進しよう

とした。そのなかの財政構造改革を実現するため、「財政構造改革の推進に関する特別措置法 (以下財政構造改革法)」を発動した。表1は、当時橋本政権が作成した財政構造改革の流れである。

財政構造改革法は、2003 年までの時限立法とした。また、これまでのような歳出全体を一律で抑制してきた従来のシーリング(概算要求基準)方式を廃止する一方、歳出全体を抑制するため、公共事業、社会保障、文教など主要経費ごとに歳出の上限を定めた。優先順位に応じ、分野によって削減幅に差を付ければ、配分比率は変動し、構造も変わるはずだった。5)

しかし、当時は金融不安、アジア通貨危機など日本経済にとってのマイナス要因が多く、この財政構造改革法は失敗に終わった。さらに、法律による改革だったので、容易に法の凍結が可能であったことも失敗の一因と我々は指摘する(実際に98年12月、小渕内閣によりこの法は凍結されている)。財政構造改革法のように、予算に枠組みを加える際、その時期の経済状況を考慮しなければ、このような失敗に終わってしまうのである。

## 5-3 財政均衡を目指した憲法改正へ

橋本政権の失敗から、私たちは法律により予算へ制約をかけるのではなく、国の基本法である 憲法にて予算へ制約をかけるべきだと考える。憲法は改正に時間を要し、衆議院、参議院、国民 と、3者が同意しなければ改正ができない。つまり、法よりも改正が容易ではない。憲法にて縛るこ とにより、小渕政権が橋本政権の財政構造改革法を凍結したような行動は取れないのである。

そこで、私たちは均衡予算を目指した憲法改正を政策提言とする。憲法改正案は、今後絶対 に守らなければならない幹とし、以下の2つの内容からなりたつ。

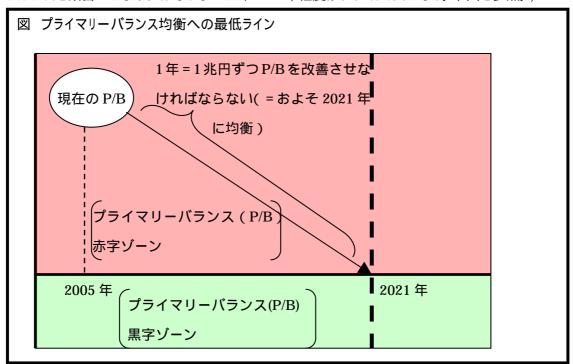
- ・私たちは内閣の方針である「2010年代初頭」を支持するが、もしも次ページの条件を破った場合内閣には見切りをつけ、衆議院を解散し、アメリカ(クリントン政権)を参考に、cap 制とpay-as-you-go 方式を採用する。
- ·累積債務問題を解決する。

<sup>&</sup>lt;sup>5)</sup>草野厚(2005)pp.202-203

#### 罰則となる条件

プライマリーバランスが前年度よりも悪化した場合

私たちが定めたプライマリーバランス均衡へのタイムリミット(1年に最低でも1兆円プライマリーバランスを改善させなければならないとし、2021年程度がタイムリミットとなる。下図を参照。)



具体的な cap 制の数値は、以下の通りとする。

予算編成の際に、プライマリーバランスを前年度よりも上回ってはいけない(例外として、テロ や自然災害等の緊急事態は考慮する)。

cap 制導入後、3の倍数年ごとに歳出が強制的に削減される。

(例 cap 制導入年 = 2009 年ならば、歳出制限年次は 2009 年、2012 年、2015 年、2018 年・・・と続いていき、プライマリーバランスが均衡した年次にて終了)

ゆえに、以下の3通りのプライマリーバランス均衡の実現策があげられる。

政府案通り、2010年代初頭にプライマリーバランスが均衡する。

毎年プライマリーバランスを一兆円ずつ以上改善し、2021年程度を目処に均衡する。

前年度よりもプライマリーバランスが改善できなかった際、cap 制が導入され、強制的にプライマリーバランスが実現される。

一兆円ずつのプライマリーバランス改善ラインを超えてしまった際、cap 制が導入され、強制的にプライマリーバランスが実現される。

プライマリーバランスが均衡した際には、cap 制は廃止され、次の累積債務問題へのステージへ移行する。プライマリーバランス均衡後は、例外(テロや自然災害等の緊急事態)を除いた一切の赤字予算編成を禁止とする。

すると、黒字化を達成でき、その黒字によりこれまで積み上げてきた累積債務を返還することが可能となる。この場合、累積債務の返還に当てる額を黒字額と同額にすれば、国債を発行せずに累積債務を減らしていくことができる。毎年、この様に財政政策を行えば理論的に累積債務の全額返済も可能となる。そして、日本の財政を健全化することができるのである。

## 第6章 おわりに

私たちは、プライマリーバランスを達成させなければならないという考えの下に、現在の日本財政の問題点として、国債を発行することへの危険性や赤字予算の継続の危険性を問題点として提起し、それを改善するための政策提言を行った。赤字の予算を作らせないための仕組みづくりとして、予算枠を憲法で縛り、破ったら罰則を加えるような仕組みづくりをしたが、この政策提言が実際に現在の政府に認められ財政政策として行われれば、確実に赤字の予算編成はなくなり、近年深刻化した累積債務問題も解決していくだろう。

私たちのこの論文は憲法改正による、均衡予算実現をテーマとしたため、具体的な政策の内容には触れられることが出来なかった。実現するにはかなりの歳出減・歳入増をしなければならなく、具体的には地方分権や増税、さらには公共事業の削減や国営事業の民営化等課題は山積みである。現在の累積債務問題はそれほど深刻だということができるのである。ゆえに、私たちの憲法改正案を幹とし、枝として以上あげたような政策各論を展開していけば、確実に日本財政の将来は約束されたものとなるであろう。

## 第7章 参考文献・参考サイト

### <参考文献>

山口光秀/島田晴雄 1994「アメリカ財政と世界経済」

井堀利宏 2000 「財政政策の正しい考え方」(東洋経済新報社)

草野 厚 2005 「歴代首相の経済政策全データ」(角川書店)

J. M. ブキャナン / C. K. ローリー / R. D. トリソン (1990)

「財政赤字の公共選択論」(文眞堂)

加藤寛 2005 「入門公共選択」(勁草書房)

### <参考サイト>

財務省ホームページ http://www.mof.go.jp/T (2005/10/23)

内閣府ホームページ http://www.cao.go.jp/ (2005/10/23)

首相官邸ホームページ http://www.kantei.go.jp/ (2005/10/15)

### アメリカの財政再建について

http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/200312\_635/063502.pdf (2005/9/1)

クリントン政権の財政政策について

今後の財政運営 http://www.mof.go.jp/mof/tomorrow/14.htm (2005/10/26)

世界経済報告 http://wp.cao.go.jp/zenbun/sekai/wp-we95/wp-we95-00301.html

(2005/10/27)

「ジョージ・ブッシュの誤算」

 $http://www.law.keio.ac.jp/\sim kubo/seminar/kenkyu/sotsuron/sotsu12/yagyu.PDF$ 

(2005/10/27)